# 子育て世帯の生活を支援するために 一時金を支給します!

# <千葉県子どもの成長応援臨時給付金>

千葉県内の市町村にお住まいの小中学生(※)の養育者 に対して支給します。

※平成20年4月2日~平成29年4月1日までに出生した児童

対象児童1人につき、1万円です。

- 〇実施主体は、令和5年4月30日時点での児童の住民 登録がある居住市町村です。
- ※「本給付金」は、将来を担う子どもたちが豊かな成長につながる機会を確保する観点から、 小学生及び中学生の児童がいる世帯に対し、支給する給付金となります。

### 原則、児童手当受給者(公務員除く)は申請不要です。 一宮町では、8月下旬頃に支給する見込みです。

一宮町

- ①給付金の案内チラシ・希望しない 場合等の申出書を送付します。
- ②希望しない場合等のみ、申出 書を返送してください。
- ③児童手当登録銀行口座等へ振り込みます(振り込んだ旨を通知します)。

子育で世帯

- ※下記の方については、原則申請が必要となります。
- ①公務員
- ②児童手当所得上限を超過されている方
- ③対象児童と住民登録上、別の市町村(県外含む) に居住している方

# **Q&A**

#### Q. 誰が支給対象者になりますか?

A. 令和5年4月30日時点で千葉県内の市町村に住民 登録がある小学生及び中学生を養育している主た る生計維持者が支給対象となります。

#### Q. いつ頃振り込まれますか?

A. 対象の方には、7月下旬頃にお知らせしますので、それまで に連絡がなければ、お問い合わせください。

### **Q. 県外から引っ越してきた場合には、給付金の振込はどうなり** ますか?

A. 「千葉県子どもの成長応援臨時給付金」は、令和5年4月 30日時点で、千葉県内に児童の住民登録がある市町村から支 給されますので、令和5年5月1日以降に転入されてきた場合 には対象となりません。

県内で令和5年5月1日以降に別の市町村に転入された方に ついては、転入前の市町村にお問い合わせください。

#### **Q. 保護者が県外に住んでおりますが、支給対象となりますか?**

A. 養育している児童が、県内に住民登録があれば支給対象となります。詳細につきましては、児童がお住いの市町村にお問い合わせください。

## お問い合わせは



一宮町役場・子育て支援課

電話:0475(42)1415

本給付金に関する"振り込め詐欺"や"個人情報の詐取"にご注意ください。

ご自宅や職場などに一宮町から問い合わせを行うことがありますが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに一宮町の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。